

住宅ローン契約内容確認①

(お客さま用)

下記に記載の全ての「確認項目」についてご理解いただきますようお願いします。

【注意】本住宅ローン契約内容確認①は、お客さまがご契約内容を十分にご理解いただいたことを確認するためのものです。

ご契約内容につきましては、必ず各確認書類等の詳細な説明をご確認ください。なお、ご質問等はauじぶん銀行(以下「当社」という)住宅ローンセンターにて承ります。

確認書類等	確認項目	主な確認内容	確認書類等の表示・説明箇所	
			住宅ローン規約	申込画面
住宅ローン規約、住宅ローン申込画面	契約内容の確認	契約内容のご入力にお間違いがないか、ご確認ください。なお、ご契約後につきましては、当社ウェブサイトの「マイページトップ」より、お客さまのお借入れについての基本的な事項（貸出口座番号、当初借入日、現在残高等）をご確認いただけます。	—	「契約内容のご入力」
	借入金の使途	借入金は、お客さま自身またはお客さまのご家族が居住される物件の新築・購入・借換え資金、その他当社が特に定める資金に用いるために利用するものに限られます。 （注）「ご家族」とは、借主の配偶者（同性パートナー、事実婚パートナーまたは同居予定の婚約者であると当社が認めた方を含む）、配偶者以外の扶養家族（健康保険上の被扶養者に限る）、借主自身または配偶者のご両親に限りします。	第1条	「契約内容のご入力」
	借入金利	当初借入金利は、借入日現在の金利が適用されます。	第2条	—
	返済用口座	住宅ローン債務を完済するまで、返済用口座を解約することはできません。	第3条	—
	借入金の受領	借入金額は返済用口座に入金後、続けてご指定の振込先へ入金処理を行います。	第3条	—
	返済方法	返済方法には「元利均等返済」と「元金均等返済」の2つがあり、お借入れ時にお選びいただきます。	第4条、第5条、第6条	「契約内容のご入力」
	金利変更	当社所定の手続きにより、金利タイプを変更できる場合があります。金利変動リスクについての詳細は、「金利変動リスク等に関する説明」をご確認ください。	第4条、第5条、第6条、第9条	—
	未払(未収)利息	新借入金利で計算された利息の額が毎月の元利金返済額を上回る場合があります。その場合の新借入金利で計算された利息の額と毎月の返済額の差額を「未払(未収)利息」といいます。未払(未収)利息が発生した場合、未払(未収)利息は翌月以降の返済額より支払います。未払(未収)利息についての詳細は、「金利変動リスク等に関する説明」をご確認ください。	第4条	—
	借入金額の内訳	借入金額は毎月返済分と半年毎増額返済分からなります。なお、半年毎増額返済とは、年2回の返済（いわゆるボーナス払い）を指し、お客さまが半年毎増額返済を選択された場合に限り適用されます。	第7条、第8条、第10条	「契約内容のご入力」
	元利金の計算方法	利息は、約定返済日に後払いするものとします。毎月の元利金返済額および半年毎の増額元利金返済額は、元利均等返済の場合、元金と利息の合計額が均等になるように計算します。元金均等返済の場合、借入金額を返済回数で均等に割った金額と、これに利息を合計した金額となります。毎月の返済部分の利息の計算は「毎月返済部分の元金残高×借入金利（年利率）×1/12」、半年毎増額返済部分の利息の計算は、「半年毎増額返済部分の元金残高×借入金利（年利率）×6/12」で計算します。ただし、端数月数が生じる場合には、「増額返済部分の元金残高×借入金利（年利率）×1/12×端数月数」で計算します。	第7条、第8条	—
	金利タイプの変更	変動金利から固定金利特約への変更は、所定の手続きにより行うことができます。（延滞中等特別な事情がある場合には変更できません）。固定金利特約が適用されている場合は、固定金利特約期間中は、変動金利への変更、借入金利の変更ならびに固定金利特約期間の変更はできません。	第9条	—

住宅ローン契約内容確認①

(お客さま用)

下記に記載の全ての「確認項目」についてご理解いただきますようお願いいたします。

【注意】本住宅ローン契約内容確認①は、お客さまがご契約内容を十分にご理解いただいたことを確認するためのものです。

ご契約内容につきましては、必ず各確認書類等の詳細な説明をご確認ください。なお、ご質問等はauじぶん銀行(以下「当社」という)住宅ローンセンターにて承ります。

確認書類等	確認項目	主な確認内容	確認書類等の表示・説明箇所	
			住宅ローン規約	申込画面
住宅ローン規約、住宅ローン申込画面	約定返済	約定返済日が土、日、祝休日、12月31日から1月3日の場合、およびその他法令で定められた銀行の休日（以下「休日」という）にあたる場合は、当該休日直後の日を返済日（ただし、直後の日が当該休日の場合は、翌日とする）とし、当社は、これを借主が約定返済日に返済したものととして取扱います。なお、返済用口座の残高が約定返済額に満たない場合には、当社はその一部を返済にあてる取扱いはせず、その全額について返済は遅延するものとします。	第10条	—
	遅延損害金	借主が約定返済額の支払いを遅延したときは、遅延している元金に対し、年14%（1年を365日とし、日割りで計算する）の遅延損害金を支払うものとします。	第11条	—
	期限の利益の喪失	住宅ローン規約に定められた一定の事由が発生した場合には、直ちに住宅ローン債務の全額を一括して返済するものとします。	第12条	—
	繰上返済	繰上返済とは、毎回の決められた返済（約定返済）とは別に、まとまった金額を臨時に返済することで住宅ローン残高を減らすことです。一部繰上返済の場合、手数料はかかりません。全額繰上返済の場合、変動金利の場合には、手数料はかかりませんが、固定金利特約期間中の全額繰上返済の場合には手数料がかかります。繰上返済についての詳細は、「金利変動リスク等に関する説明」「商品詳細説明書」等をご確認ください。	第13条	—
	連帯保証	連帯保証人さまは、お客さまと同様に住宅ローン債務の全額について弁済債務を負担します。通常、当社はお客さまに住宅ローン債務の弁済を請求しますが、住宅ローン債務の弁済期には、連帯保証人さまに弁済を請求することも可能であり、また、他に保証人さまがおられるか否かにかかわらず、連帯保証人さまに住宅ローン債務全額の弁済を請求することができます。	第17条	—
	債権譲渡等	当社は、住宅ローンに関する債権について当社が必要と認めるときは、債権回収会社に債権の回収を委託する場合やこれを譲渡する場合があるほか、その他の目的のために第三者に譲渡する場合があります。	第19条、第20条	—
	諸費用の負担	お借入れや各種証明書の発行等に際して、各種事務手数料や登記費用、印紙代等をいただく場合があります。	第23条	—
	告知、通知または照会の方法	借主は、本規約に関し当社が借主への告知、通知または照会をする場合に、当社ウェブサイトへの掲示、または電話、Eメール、Cメールその他の方法により行われることに同意するものとします。 届出のあった電話番号、Eメールアドレスまたは住所宛てに当社が通知を発信した場合または送付書類を送付した場合に、借主の通信事情等の理由により延着または到達しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。	第27条	—
	届出事項の変更	当社に届け出た事項に変更があったときは直ちに当社所定の方法により届け出るものとします。届出を怠ったため、当社が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を送付したにもかかわらず、延着または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとします。	第28条	—
	反社会的勢力の排除	「反社会的勢力ではないことの表明・確約内容」について、表明および確約をいただける場合のみ、住宅ローンをご契約いただけます。	第30条	—
	個人情報情報機関への登録等	お客さまおよび連帯保証人さまの個人情報は、当社が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関および同機関と連携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意していただきます。	個人情報情報機関への登録等	—
その他	上記書類等の内容確認	「金利変動リスク等に関する説明」「商品詳細説明書」の内容は、当社ウェブサイトよりいつでもご確認いただけます。ウェブサイトから当該規約等を印刷し、連帯保証人さまにお渡しください。	—	—